

する委員二名が署名しな  
ければならない。

第二十六條 発言した委員は  
会議録に記載された自己の  
発言について次の会議にお  
いて訂正を求めるときがあ  
る。但し訂正は字句に限る  
ものとし発言の趣旨を變更  
するときはならない。

第二十七條 会議録は教育委員  
会事務局にこれを保存しな  
ければならない。

才八章 選挙

第三十八條 委員長、副委員  
長の選挙は別途これを進行  
委員長の選挙を先にするも  
のとし、その手続は地自治  
法第三十八條を準用する。

附則

この規則は公布の日からこれ  
を施行し、昭和二十七年十  
月一日から適用する。

鹿児島県阿久根市教育委員  
会会傍聴人規則をここに公  
布する。

昭和二十七年十月一日

鹿児島県阿久根市教育委員  
会

阿久根市教育委員会規則第二  
号

阿久根市教育委員会傍聴  
人規則

才一系 阿久根市教育委員会  
の会議を傍聴しようとする者  
は住所氏名を受付係を通  
じ傍聴券を受け、返出の際  
これを受付係に返納しなけ  
ればならない。

才二系 傍聴券が満員とな  
ったとき其他必要がある  
ときは傍聴を制限し又は拒  
絶することがある。

才三系 傍聴人は次の事項を  
遵守しなければならない。  
一 帽子、外套類を着用しない  
二 傘、杖の類を携帯しない  
三 飲食しない  
四 私語しない  
五 委員の言論に対し賛否を  
表明しない  
六 発言、拍手其他喧嘩に誘  
ふ等、会議を妨害しない  
七 本規則を故意に違反し  
たときは、罰金を科せらる。

才四系 要領の服装をした者  
臨席した者、礼券武笠の類  
を携帯した者又は癪病  
精神病者と認めらるる者は  
傍聴させない。

才五系 傍聴人は委員長が  
傍聴を禁じたとき、又は傍  
聴人の退場を命じたときは速  
かに退場しなければならない。

附則

この規則は公布の日からこれ  
を施行し、昭和二十七年十  
月一日から適用する。

鹿児島県阿久根市教育委員  
会

鹿児島県阿久根市教育委員  
会公告規則をここに公布す  
る。

阿久根市教育委員会公告式  
阿久根市教育委員会公告式  
規則

才一系 阿久根市教育委員会規則  
阿久根市教育委員会公告式阿久根  
市教育委員会公告式阿久根市  
教育委員会訓令は、阿久根市  
公報に記載するを以て公告式  
とする。但し訓令又は告示、覚諭  
は前項の別記に適合する文法  
によることとする。

才二系 規則、告示、覚諭又は訓令  
の公布に当つては規則、告示、  
覚諭又は訓令のあることを明  
記し公布の日月日を記入して、  
教育委員会公告を以て公布する。

才三系 規則、告示、覚諭及び訓  
令は特に施行期日を定める  
ものの外は公布の日より起算  
して七日を以てこれを施行する。

附則

この規則は公布の日から施行し  
昭和二十七年十月一日から適用す  
る。

鹿児島県阿久根市教育委員  
会  
阿久根市教育委員会規則第四号  
阿久根市教育委員会公告式  
阿久根市教育委員会公告式  
組織規則

才一系 事務局に在る係長が室  
長。

才二系 各係及び室の令事務  
は次の通りである。  
一 委員公室  
二 教育委員会の運営事務  
三 渉外事務に關すること  
四 教育委員会及び学校以  
外の教育機関の取組の任  
務その他人事に關すること

才三系 校長教員及びその他  
学校教員の任免その他人事  
に關すること  
才四系 教職員の資格に關する  
こと  
才五系 退職給付金及び退職手当  
に關すること  
才六系 教職員の給料その他給与  
に關すること  
才七系 福利厚生に關すること  
才八系 給与並に福利厚生に關する  
給付並に福利厚生に關する  
に關すること  
才九系 福利厚生に關すること  
才十系 福利厚生に關すること  
才十一系 福利厚生に關すること  
才十二系 福利厚生に關すること  
才十三系 福利厚生に關すること  
才十四系 福利厚生に關すること  
才十五系 福利厚生に關すること  
才十六系 福利厚生に關すること  
才十七系 福利厚生に關すること  
才十八系 福利厚生に關すること  
才十九系 福利厚生に關すること  
才二十系 福利厚生に關すること

才二十一系 福利厚生に關すること  
才二十二系 福利厚生に關すること  
才二十三系 福利厚生に關すること  
才二十四系 福利厚生に關すること  
才二十五系 福利厚生に關すること  
才二十六系 福利厚生に關すること  
才二十七系 福利厚生に關すること  
才二十八系 福利厚生に關すること  
才二十九系 福利厚生に關すること  
才三十系 福利厚生に關すること

才三十一系 福利厚生に關すること  
才三十二系 福利厚生に關すること  
才三十三系 福利厚生に關すること  
才三十四系 福利厚生に關すること  
才三十五系 福利厚生に關すること  
才三十六系 福利厚生に關すること  
才三十七系 福利厚生に關すること  
才三十八系 福利厚生に關すること  
才三十九系 福利厚生に關すること  
才四十系 福利厚生に關すること

才四十一系 福利厚生に關すること  
才四十二系 福利厚生に關すること  
才四十三系 福利厚生に關すること  
才四十四系 福利厚生に關すること  
才四十五系 福利厚生に關すること  
才四十六系 福利厚生に關すること  
才四十七系 福利厚生に關すること  
才四十八系 福利厚生に關すること  
才四十九系 福利厚生に關すること  
才五十系 福利厚生に關すること

才五十一系 福利厚生に關すること  
才五十二系 福利厚生に關すること  
才五十三系 福利厚生に關すること  
才五十四系 福利厚生に關すること  
才五十五系 福利厚生に關すること  
才五十六系 福利厚生に關すること  
才五十七系 福利厚生に關すること  
才五十八系 福利厚生に關すること  
才五十九系 福利厚生に關すること  
才六十系 福利厚生に關すること

才六十一系 福利厚生に關すること  
才六十二系 福利厚生に關すること  
才六十三系 福利厚生に關すること  
才六十四系 福利厚生に關すること  
才六十五系 福利厚生に關すること  
才六十六系 福利厚生に關すること  
才六十七系 福利厚生に關すること  
才六十八系 福利厚生に關すること  
才六十九系 福利厚生に關すること  
才七十系 福利厚生に關すること

才七十一系 福利厚生に關すること  
才七十二系 福利厚生に關すること  
才七十三系 福利厚生に關すること  
才七十四系 福利厚生に關すること  
才七十五系 福利厚生に關すること  
才七十六系 福利厚生に關すること  
才七十七系 福利厚生に關すること  
才七十八系 福利厚生に關すること  
才七十九系 福利厚生に關すること  
才八十系 福利厚生に關すること

才八十一系 福利厚生に關すること  
才八十二系 福利厚生に關すること  
才八十三系 福利厚生に關すること  
才八十四系 福利厚生に關すること  
才八十五系 福利厚生に關すること  
才八十六系 福利厚生に關すること  
才八十七系 福利厚生に關すること  
才八十八系 福利厚生に關すること  
才八十九系 福利厚生に關すること  
才九十系 福利厚生に關すること

才九十一系 福利厚生に關すること  
才九十二系 福利厚生に關すること  
才九十三系 福利厚生に關すること  
才九十四系 福利厚生に關すること  
才九十五系 福利厚生に關すること  
才九十六系 福利厚生に關すること  
才九十七系 福利厚生に關すること  
才九十八系 福利厚生に關すること  
才九十九系 福利厚生に關すること  
才百系 福利厚生に關すること

才百零一系 福利厚生に關すること  
才百零二系 福利厚生に關すること  
才百零三系 福利厚生に關すること  
才百零四系 福利厚生に關すること  
才百零五系 福利厚生に關すること  
才百零六系 福利厚生に關すること  
才百零七系 福利厚生に關すること  
才百零八系 福利厚生に關すること  
才百零九系 福利厚生に關すること  
才百一十系 福利厚生に關すること

才百一十一系 福利厚生に關すること  
才百一十二系 福利厚生に關すること  
才百一十三系 福利厚生に關すること  
才百一十四系 福利厚生に關すること  
才百一十五系 福利厚生に關すること  
才百一十六系 福利厚生に關すること  
才百一十七系 福利厚生に關すること  
才百一十八系 福利厚生に關すること  
才百一十九系 福利厚生に關すること  
才百二十系 福利厚生に關すること

才百二十一系 福利厚生に關すること  
才百二十二系 福利厚生に關すること  
才百二十三系 福利厚生に關すること  
才百二十四系 福利厚生に關すること  
才百二十五系 福利厚生に關すること  
才百二十六系 福利厚生に關すること  
才百二十七系 福利厚生に關すること  
才百二十八系 福利厚生に關すること  
才百二十九系 福利厚生に關すること  
才百三十系 福利厚生に關すること

才百三十一系 福利厚生に關すること  
才百三十二系 福利厚生に關すること  
才百三十三系 福利厚生に關すること  
才百三十四系 福利厚生に關すること  
才百三十五系 福利厚生に關すること  
才百三十六系 福利厚生に關すること  
才百三十七系 福利厚生に關すること  
才百三十八系 福利厚生に關すること  
才百三十九系 福利厚生に關すること  
才百四十系 福利厚生に關すること

才百四十一系 福利厚生に關すること  
才百四十二系 福利厚生に關すること  
才百四十三系 福利厚生に關すること  
才百四十四系 福利厚生に關すること  
才百四十五系 福利厚生に關すること  
才百四十六系 福利厚生に關すること  
才百四十七系 福利厚生に關すること  
才百四十八系 福利厚生に關すること  
才百四十九系 福利厚生に關すること  
才百五十系 福利厚生に關すること

才百五十一系 福利厚生に關すること  
才百五十二系 福利厚生に關すること  
才百五十三系 福利厚生に關すること  
才百五十四系 福利厚生に關すること  
才百五十五系 福利厚生に關すること  
才百五十六系 福利厚生に關すること  
才百五十七系 福利厚生に關すること  
才百五十八系 福利厚生に關すること  
才百五十九系 福利厚生に關すること  
才百六十系 福利厚生に關すること

才百六十一系 福利厚生に關すること  
才百六十二系 福利厚生に關すること  
才百六十三系 福利厚生に關すること  
才百六十四系 福利厚生に關すること  
才百六十五系 福利厚生に關すること  
才百六十六系 福利厚生に關すること  
才百六十七系 福利厚生に關すること  
才百六十八系 福利厚生に關すること  
才百六十九系 福利厚生に關すること  
才百七十系 福利厚生に關すること



この規則は公布の日から施行し  
昭和二十七年十月一日から適用する



第11號 昭和27年11月5日発行 發行所 阿久根市役所 編集課 印刷所 阿久根市印刷局 廣報は一回二頁

### 福祉だより

#### 遺族の方々へ

廣報十月號で御説明いたしましたので、おわりの事と思ひますが、本月號では、その続きとして申し上げます。十月二十日、現在、請求書を既に提出した件数は約九〇〇名で、その内厚生大臣より裁定通知のあつたものは遺族年金で、四十四名、弔慰金五名となつています。

#### 一般身体障害者の方へ

身体障害者手帳交付申請の必要性は前から各機関を利用して皆様周知徹底を期してつづけてありますが、當市にも今度この手帳の交付を必要とする方が約四〇〇名いる事と思ひます。今後は社会保障制度の充実と相俟つて、是非必要になつて来ると思ひます。未交付の方は、早目に申請して下さい。申請手続は、醫師の診断書が必要ですが、診断書を指定された醫師

#### 兄弟が戦病死しその兄弟が請求する方々へ

これは道義的に考えてもその儘を申すてゐる兄弟が請求するものが本法の趣旨の様に思ひます。皆様に御座います。その事を説明して居る方々が未だ請求通知のない方はよく話し合の上、世話係まで御出下さい。

#### 傷痍軍人の方へ

傷い軍人で第六項症

#### 義肢義足の新調修理希望者の方々へ

現在身体障害者手帳をもつて居る方で、盲人、杖、義手、義足を希望される方は、義足軍人の方と同時に居ますので、十一月十日までに御申込下さい。石澤醫院 阿久根市高松 内山醫院

#### 日本桐にくらべて

病虫害に強く本縣に最適で家具材、指物、漁業用浮等として相當高價で取引されている。有望な。台湾桐を植えよう

台湾桐は今度はじめ内地に奨励される台でありますが、森林組の原産であるが、生長が非常に早く、發芽後四ヶ月で樹高一丈に達し三年で目通り直径が、六寸五分の大きさのものになる。本當り一〇〇圓の價格であり、森林組としては、今回奨励に出す予定になつて居ります。今後は、市當局、農協、川内種畜分場、その他市内種畜家、養鶏家の協力により、運營されて行く事になつて居り、現在川内分場市内種畜家に多くの種卵が孵卵室に入つて居りますから大いに利益を得ることが出来る。市農林課に申請書

昭和三十七年度産本縣林業用苗木販賣協定價格の主なるもの

樹種	規格	價格
樹種	規	格
一	規	格
二	規	格
三	規	格

農業高等學校に孵卵器が設備されました

事業内容

阿久根市の順位は！

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市の順位は！

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市の順位は！

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市の順位は！

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市の順位は！

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市の順位は！

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市高松 内山醫院

阿久根市の順位は！



市議會のそと

臨時市議會

公益質屋條例、災害復旧工事、學校改築工事、上下水道工事等十四議案審議のため臨時市議會...

監査公表 (第3號)

昭和二十七年九月二十日

阿久根市監査委員

地方自治法 第九十九條第二項の規定により、昭和二十七年定期監査執行の結果を左の通り公表する

記

一、監査の種類

定期監査

昭和二十七年八月二十九日 同三十日の二日間

一、監査の対象

阿久根市水道課

一、沿革の概要

當市の上水道事業は昭和二十四年五月二十日、當時の町議會に上程可決され、當

阿久根中學校改築工事 工費 二二三萬圓
阿久根建設落札 工費 二九五萬圓
折多小學校改築工事 工費 二九五萬圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

給水工事費 額 二〇〇〇圓
未納金 一〇〇〇圓
未納金 八三〇圓

農業改良時報

二期播種は

播種開始 十一月十五日
播種終期 十一月三十日

三、結

監査の概要は以上の通り、良好の結果を概ね、良好であったことを認め、会計監査の維持管理は適切である...

三、麥作式決定上の注意要点

A 廣中薄播は通風採光が良く増収となる
B 水田うら作麥の作式は

Table with columns for date (日期), location (場所), and person (担当者). Rows include dates from 11/18 to 11/20 and locations like 市内各農業者, 市役所, etc.

# 阿久根市広報

号15日所役課  
以用行市並  
ヲ行根調  
阿久根

## 阿久根市教育委員会

### 諸規則

十一月一日より新しい組織と構想のもとに発足した。市教育委員会は、同日教育委員

委員長の白根貴道、副委員長、神川孝信氏を委任し

初代教育長には、徳留武氏(市)と教育課長(市)が就任

社会教育を含めた市教育行政を掌り運営発足してい

とあります。

次に阿久根市教育委員会の会則規則、同市教育

組織規則等をお知らせいたします。

#### 鹿兒島県阿久根市教育委員会

#### 会則規則

昭和二十七年十一月一日

鹿兒島県阿久根市教育委員会

阿久根市教育委員会規

第一章 総則

第一条 阿久根市教育委員会の公設は教育委員会

法に定めるものを除くは

この規則による

第二章 会則

第一条 前会則継承承認

第二条 教育長報告

第三条 継続(未済事務)

第四条 新規事務

第五条 通信及び請願

第六条 動議の討論

第七条 其他

第八条 附会

第九条 参集

参集しなればならない。委員は招集に出席することができないときはその事由を具して招集の前日までに委員長に届け出でなければならぬ。

第三章 委員会の会期及び延会

第四条 定例会は、毎月十日にこれを開催する。但し当日が日曜日にあたるときは順延する。

第五条 必要があるときは、委員長は、委員会に於て会期を延長することが出来る。

第六条 議事

第七条 会期は一日とする。但し時宜により委員長は委員に於てこれを伸縮することが出来る。

第八条 委員会に於て委員長がこれを開閉する。

第九条 委員長の定数及びその選出は、定数の成立を宣告した後、会則の開始を宣言しなければならぬ。

第十条 出席者が定数に充たないときは委員長又は副委員長は次回まで会則を開する旨を宣し事情を会則録に記入し、次回の会則においてこれを報告するものとする。

第十一条 教育長は第二章、第三章に掲げる事項について三回に揚げる事項について委員会に報告しなればならない。

第十二条 教育長は前項の事項の要旨を印刷し招集の前日までに委員に配布しなればならない。

第十三条 但し急務を要する事件についてはこの限りでない。

第十四条 委員が出席した動議に對し修正の動議を提出することが出来る。

第十五条 修正の動議があつたときは委員長は委員に於てこれを採決する。

第十六条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第十七条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第十八条 動議を提出し又は修正の動議を提出し又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第十九条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出することが出来る。

第二十条 修正の動議があつたときは委員長は委員に於てこれを採決する。

第二十一条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第二十二条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第二十三条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第二十四条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第二十五条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第二十六条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第二十七条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第二十八条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第二十九条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第三十条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第三十一条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第三十二条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第三十三条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第三十四条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第三十五条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第三十六条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第三十七条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第三十八条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第三十九条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第四十条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第四十一条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第四十二条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第四十三条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第四十四条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第四十五条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第四十六条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第四十七条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第四十八条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第四十九条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第五十条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第五十一条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第五十二条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第五十三条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第五十四条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第五十五条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第五十六条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第五十七条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第五十八条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第五十九条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。

第六十条 前項の場合、委員長は委員会に於てこれを決定する。

第六十一条 委員は成立した動議に對し修正の動議を提出した委員は委員長に對して、その動議を、二回するに、又はその動議の討論を中止することを求めることができる。